

5 事業主の費用負担

法人が従業員を雇用した場合に加入しなければならないのは、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険の4種類です。

(1) 労働保険・社会保険の保険料率（保険料）

労災保険は、保険料の全額を事業主が負担します。雇用保険・健康保険・厚生年金保険は、労使で負担します。広島県の保険料率は以下のとおりです。

表VII-6 労働保険・社会保険の保険料率（保険料）

（広島県 平成24年4月1日現在）

保 険		全 体	事業主負担	従業員負担
労災保険	農業・畜産業	12.0/1000	12.0/1000	なし
雇用保険	農林水産業	15.5/1000	9.5/1000	6.0/1000
健康保険	（広島県）	100.3/1000	50.15/1000	50.15/1000
介護保険	（40歳以上）	15.5/1000	7.75/1000	7.75/1000
厚生年金保険		164.12/1000	82.06/1000	82.06/1000

※園芸サービスの事業、牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は、一般事業の雇用保険料率（13.5/1000）となります。

(2) 従業員を雇用した場合の事業主負担

法人が従業員を1名雇用した場合、労働保険・社会保険等の経費が月額給与（標準報酬月額）の15%程度かかります。

事業主負担の試算は、以下のとおりです。

表VII-7 従業員を雇用した場合の事業主負担（試算例）

年収レベル	月給	法人負担保険料（月）					法人負担（月） （月給+保険料）	法人負担（年） （月給+保険料）
		労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	合計		
1,560,000	130,000	1,560	1,235	6,520	10,668	19,983	1,799,796	
1,680,000	140,000	1,680	1,330	7,021	11,488	21,519	1,938,228	
1,800,000	150,000	1,800	1,425	7,523	12,309	23,057	2,076,684	
2,160,000	180,000	2,160	1,710	9,027	14,771	27,668	2,492,016	
2,400,000	200,000	2,400	1,900	10,030	16,412	30,742	2,768,904	
3,000,000	250,000	3,000	2,375	12,538	20,515	38,428	3,461,136	
3,600,000	300,000	3,600	2,850	15,045	24,618	46,113	4,153,356	
4,200,000	350,000	4,200	3,325	17,553	28,721	53,799	4,845,588	
4,800,000	400,000	4,800	3,800	20,060	32,824	61,484	5,537,808	
5,400,000	450,000	5,400	4,275	22,568	36,927	69,170	6,230,040	

※健康保険、厚生年金保険における実際の計算は、標準報酬保険料月額一覧表に当てはめて計算します。

（試算では、月給に保険料率を掛けて計算しています）（40歳以上の場合は、介護保険料が加算されます）